

習志野演習場に係る旧軍毒ガス弾等の環境調査について

(住 民 説 明 会 資 料)

日時：平成19年9月21日（金）

18：30～20：00

場所：八千代市立南高津小学校

防 衛 省

習志野演習場に係る旧軍毒ガス弾等の環境調査について

1 経 緯

- (1) 平成14年9月、神奈川県寒川町の道路建設現場で作業員が毒ガスに被災、また、平成15年3月、茨城県神栖町（17.5神栖町と波崎町が合併し、神栖市）の井戸から毒ガスに由来する高濃度のヒ素を検出といった事例があったところ。
- (2) このため、環境省は、平成15年6月から、「旧軍毒ガス弾等の全国調査」（昭和48年実施）を改めて調査する趣旨で、「フォローアップ調査」を実施し、同年11月、調査結果を公表したところ。また、同年12月、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針」が閣議決定されたもの。
- (3) 習志野演習場については、「フォローアップ調査」の公表後、旧軍毒ガス弾等は無害化されずに埋設された可能性ありとの新たな証言があったこと、また、同演習場内に旧軍が毒ガスの基本訓練を行っていた真毒使用場が所在したことが文献資料から判明したことを踏まえ、平成17年4月、環境省は習志野演習場を新たにA事案に指定したところ。

2 これまでの調査

(1) 地下水調査

平成17年に当省において演習場周辺4箇所及び環境省において演習場周辺20箇所の調査を行ったところ、いずれも毒ガス関連物質は検出されず。

(2) 物理探査

平成17年に演習場の一部（約17ha）について調査を行ったところ、258地点から反応があったもの。

(3) 土壌調査

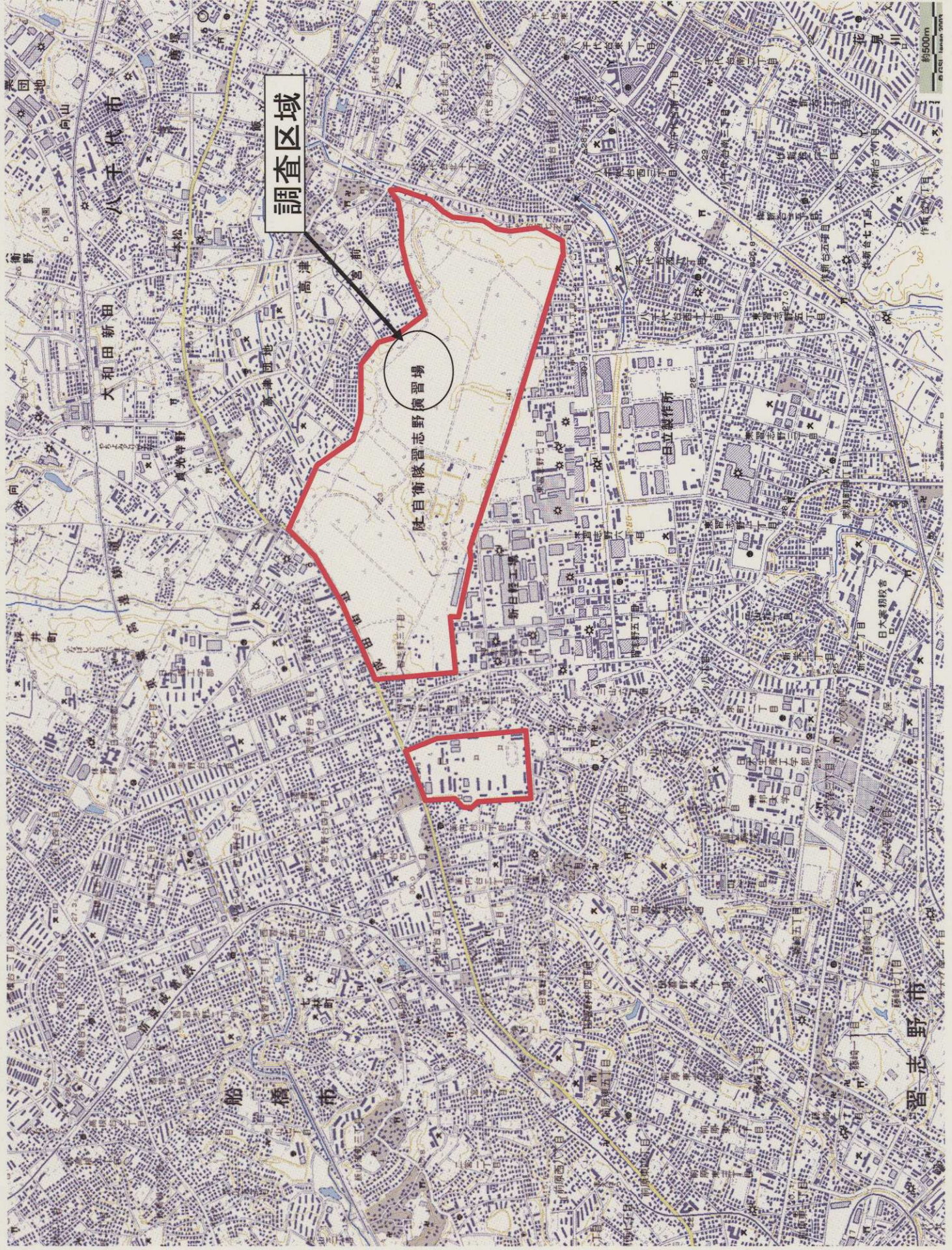
本年、物理探査を行った区域（約17ha）から97検体について調査を行ったところ、いずれも毒ガス関連物質は検出されず。なお、97検体のうち、6検体から微量ながらヒ素が検出されたが、いずれも土壌汚染対策法施行規則で定められている環境基準以下であったもの。

3 不審物確認調査

- (1) 平成17年に実施した物理探査時に何らかの反応があった258地点において、機械及び人力を組み合わせで掘削し、反応物を露出させるもの。
- (2) 258地点のうち、レーダー探査及び磁気探査の両方に反応があった16地点及び磁気探査による検知が可能な深度(2m)を超え、レーダー探査に反応があった12地点については、大型テントを設置しテント内において掘削を行うもの。
- (3) 不審物確認調査においては、演習場外の周辺区域に影響がないよう次の対策を講じるもの。
 - ・ 調査は、携帯ガス検知器等で安全を確認しながら行う。
 - ・ 注意が必要と考えられる28地点については、大型テントで覆い調査を実施。万一、毒ガス成分が発生してもテント外に排出することがないように、テントには、毒ガス成分を除去する装置を設ける。
 - ・ 毒ガスを検知した場合には、演習場外に影響をおよぼすことがないように、速やかに、除染して無害化するとともに、シート又はテントで覆う等飛散防止を講じる。
 - ・ 調査実施期間中は、演習場外柵付近でも毒ガス成分の測定を行い、安全監視を徹底する。
- (4) 平成19年9月26日(水)から掘削を開始し、同年12月末を目途に完了する予定。

4 今後の対応

- (1) 環境調査の状況については、適宜、必要に応じて関係自治体に通知するほか、調査結果については取りまとめ後、公表する。
- (2) 9月26日から実施する不審物確認調査において、不審物が確認された場合は、今後、内容物の分析・処理方法の検討を行い、適切に処置することとしている。



調査区域

陸自衛隊志野演習場

志野市

大和田新田

船橋市

500m